

## (事前公表)

会計局「特定随意契約手続要領」の様式（別紙４）に基づく記載です。

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１６条の２第２項の規定により、次のとおり公表します。

令和５年２月１日

### 1 契約の名称及び数量

- (1) 名称 「ならの農福」印刷製本業務  
※ 詳細は別添仕様書のとおり

### 2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者のいずれにも該当すること

- (1) 県内に住所を有する地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者
  - ① 障害者支援施設
  - ② 地域活動支援センター
  - ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
  - ④ 小規模作業所
  - ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けたもの
- (2) 本業務に障害者就労施設利用者を従事させる者

### 3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記２の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を２者以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

### 4 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 奈良県福祉医療部障害福祉課
- (2) 提出期限 令和５年２月１３日（月）午後５時
- (3) その他
  - ① 見積書には、次の書類を添付してください。
    - ア 上記２の基準に該当する者であることを明らかにする書類
    - イ 本業務の実施体制表（本業務の各工程に従事する予定の障害者就労施設利用者の人数についても記載すること。）
  - ② 当該見積書が次に掲げる場合に該当するときは、無効となりますのでご注意ください。
    - ア 上記２に該当しない者が提出した見積書である場合
    - イ 記名押印を欠く見積書である場合
    - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書である場合
    - エ 価格を加除訂正した見積書である場合
    - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合
    - カ ①の書類が添付されていない見積書である場合

### 5 契約事務を担当する所属

奈良県福祉医療部障害福祉課障害者雇用促進係  
住所：奈良市登大路町３０番地  
電話：０７４２－２７－８５１４（ダイヤルイン）  
FAX：０７４２－２２－１８１４

## 6 契約の解除等について

- (1) 契約の相手方の決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
  - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
  - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 「ならの農福」印刷製本業務 仕様書

### 1 業務の名称

「ならの農福」印刷製本業務

### 2 仕様

- ① 品 名 「ならの農福」
- ② 部 数 200部
- ③ 紙 質 等 コート紙 110kg
- ④ サ イ ズ A4版(仕上がり)
- ⑤ 製 本 中綴じ
- ⑥ 色 数 フルカラー
- ⑦ 頁 数 等 16頁(表紙・裏表紙を含める)
- ⑧ 原 稿 素案データ(PDF等)支給  
提供した原稿を基に印刷用データを作成してください。
- ⑨ 校 正 文字校正2回(本紙校正)
- ⑩ データ納品 PDF(HP掲載用)
- ⑪ 発行課 障害福祉課 障害者雇用促進係 担当 水野(Tel0742-27-8514)
- ⑫ 納 期 令和5年3月24日
- ⑬ 納品場所 障害福祉課(奈良県庁本庁舎主棟3階)

### 3 留意事項

- (1) 故意・過失を問わず、成果物に不良品があった場合は、受託者の費用負担により対応すること。
- (2) 本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、県と受託者が協議のうえ決定すること。